

「白鷹町水道事業経営戦略の改定（案）」

【意見募集期間】 令和7年1月17日（金）～2月6日（木） ※期間内必着

●経営戦略改定の趣旨

町民生活に必要不可欠なインフラである水道事業を安定的に継続していくため、老朽更新や耐震化対策、人口減少などの課題を中長期的な投資・財政計画に反映するとともに、その実現方策を示す経営の基本計画として改定を行うものです。

●計画期間

令和7年度から令和16年度までの10年間

●経営の基本方針

- ①安定給水
- ②水質管理
- ③施設・設備の老朽更新と耐震化
- ④施設・設備の廃止や統合
- ⑤漏水対策
- ⑥災害対策
- ⑦経営の合理化・効率化の検討
- ⑧経営基盤の強化

【意見の提出方法】

ご意見は「意見送付様式」に必要事項を記載の上、郵送、FAX、電子メールでお寄せください。
※様式は町ホームページよりダウンロードできます。

〔閲覧場所〕 上下水道課、中央公民館、各地区コミュニティセンター、町ホームページ

〔TEL〕85-6138 / 〔FAX〕85-2509 / 〔Eメール〕suidou@so.town.shirataka.yamagata.jp

〔郵送〕〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲833番地 白鷹町役場上下水道課あて

「白鷹町観光交流推進計画（案）」

【意見募集期間】 令和6年12月19日（木）～1月31日（金） ※期間内必着

町では、観光振興の基本理念や将来の方向性を示すとともに、町民・関係団体・行政等が一体となって取組み、白鷹町の観光振興を図る、「白鷹町観光交流推進計画」の策定を行っております。
本案につきまして、広く皆さまからのご意見を頂戴するパブリックコメントを募集します。

【意見の提出方法】

ご意見は「意見送付様式」に必要事項を記載の上、郵送、FAX、電子メールでお寄せください。
※様式は町ホームページよりダウンロードできます。

〔閲覧場所〕 商工観光課、中央公民館、各地区コミュニティセンター、町ホームページ

〔TEL〕85-6126 / 〔FAX〕85-2128 / 〔Eメール〕shoukou@so.town.shirataka.yamagata.jp

〔郵送〕〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲833番地 白鷹町役場商工観光課あて

困ったら一人で悩まず行政相談

行政困りごと相談所を開設します。行政サービスに関する苦情・要望等がございましたらお気軽にご相談ください。

※相談は無料・秘密厳守です。

●いつ 1月29日（水）

午後1時30分～3時30分

●どこで 中央公民館 2階

会議室A

《担当行政相談委員》

●田中恵治委員

☎ 85-4120

●大村奈保子委員

☎ 85-2085

【問い合わせ】
総務省

山形行政監視行政相談センター
☎ 023-632-3113

町民課くらし環境係

☎ 85-6131



総務省行政相談センター
まぐみ山形



令和7・8年度競争入札参加資格審査申請の手續きについて

令和7・8年度の建設工事、測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加を希望される場合は「白鷹町入札参加資格審査申請要綱」に基づき申請してください。要綱および様式は町ホームページでご覧いただけます。

●受付期間 2月3日（月）～

28日（金）まで

※土、日、祝日は除く。

※郵送による申請の場合、2月28日到着分まで受け付けます。

●受付時間 持参による申請の場合は、午前9時～12時、午後1時～4時30分

【問い合わせ】

建設課管理係

☎ 87-0784

都市計画税の課税停止について

令和6年12月議会において、白鷹町町税条例の一部を改正する条例（都市計画税の停止含む）が可決されたため、令和7年度以後の都市計画税については当面の間停止とし、「賦課しない」としました。

1. 都市計画税とは

都市計画税は、都市計画法（住みよいまちづくりのための法律）により行う、都市計画事業（道路、上下水道、公園などの公共施設の整備など）や土地区画整理事業など、決められた一定の事業に使われます。その事業によって、より良好な住環境等が整備され、土地や家屋等の利用価値が向上することが考えられることから負担いただく目的税です。

2. これまでの経過

昭和54年度より荒砥・鮎貝地区の一部に課税を開始し、都市計画事業として、荒砥・鮎貝地区の下水道整備事業や鮎貝土地区画整理事業を行うため都市計画税を賦課させていただきました。

3. 見直しの理由

- ▶計画した都市計画事業は既に完了していること。
- また、その事業費の地方債償還についてもおおむね終了すること。
- ▶現時点で都市計画税を活用する具体的な事業予定が決まっていないことや全町下水道化の推進により、課税区域内外での税負担の公平性について課題となっていること。

【問い合わせ】税務出納課資産税係 ☎ 85-6133